

仕 様 書

1 案件名

西区役所公用車用自動車借受【リース：単価契約（月額）】

2 台数

1 台

3 借受期間

令和7年7月1日 から 令和12年6月30日 まで（60か月）

ただし、本調達では地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達の予算の削除または減額があった場合には、契約を解除することがある。

4 車両基本仕様

- (1) 車種：普通四輪自動車
- (2) 形状：ステーションワゴン（ミニバンタイプ）
- (3) 寸法：全長4,650mm以上、全幅1,690mm以上、全高1,850mm以上
- (4) 年式：令和7年式以降（新規登録）
- (5) 総排気量：1,400cc以上
- (6) 燃料：ガソリン（ハイブリッド）またはクリーンディーゼル
- (7) 駆動方式：四輪駆動方式
- (8) ミッション形式：オートマチック（CVT含む）
- (9) 乗車定員：7名以上
- (10) ドア形状：5ドア以上、後席はスライドドアであり、後部ドアがあること。
- (11) 塗装：シルバーまたはホワイト系
- (12) 内装：ブラックまたはグレー系
- (13) 仕様：寒冷地仕様
- (14) 環境仕様：以下の要件のうち、いずれかを満たすこと。
 - ・ガソリン（ハイブリッド）：排出ガス基準☆☆☆☆以上
かつ燃費基準令和2年度以上を達成していること
 - ・クリーンディーゼル：排出ガス基準☆☆☆以上
かつ燃費基準平成27年度+20%以上を達成していること

5 付属品・装備

付属品、装備については、社外品を用いることを妨げるものではないが、いずれも使用可能な状態で納品すること。

- (1) 夏用タイヤ：4本
 - ア 日本製であること
 - イ 新品であること
 - ウ ホイール付きであること（鉄ホイールの場合はホイールキャップを付属させること。またはアルミホイール組み込み済みであること。）
- (2) スタッドレスタイヤ：必要数
 - ア ブリヂストン・ヨコハマ・日本ダンロップ社製のいずれかであること
 - イ 新品であること
 - ウ ホイール付きであること（鉄ホイールの場合はホイールキャップを付属させること。またはアルミホイール組み込み済みであること。）
 - エ 3シーズン経過後に受注契約者の負担において、新品に交換を行うこと。
- (3) サイドバイザー 一式
- (4) フルシートカバー 一式
- (5) フロアマット 一式（全席分及びラゲッジスペース分）
- (6) スノーマット 一式（運転手席を除く全席分）
- (7) 夏・冬用ワイパー 一式
- (8) エアコン
- (9) FM／AMラジオ
- (10) カーナビゲーション（TV無し）
- (11) リヤカメラ
- (12) ドライブレコーダー
 - ア 200万画素以上であること。
 - イ 前後2カメラタイプとし、全方位の状況を撮影できるものであること。
 - ウ 画像データについては、外部記憶媒体（SDカード等）を使用するものであること。
なお、外部記憶媒体は受注者が用意すること。
 - エ データの保管は、古い画像データから消去し自動的に上書きするものであること。ただし、急ブレーキや何らかの衝撃を受けた際に、常時録画とは別の上書きされない領域に自動的に保存するなど、緊急時のデータを残す機能があること。
 - オ ドライブレコーダーは、配線の見える場所を最低限にして設置の上、納車すること。
- (13) 後部座席電動スライドドア（両側）
運転手席から操作可能であること。
- (14) 標準工具一式（ジャッキ含む）
- (15) 自動車用燃料
納車時には自動車用燃料を満タンとすること。
- (16) その他、上記に記載のないものについても、機能上当然必要なものは装備すること。

6 保険加入

- (1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険は受注者の負担とする。
- (2) 任意保険は受注者の負担とし、次の内容とする。
 - ア 年齢制限 なし
 - イ 対人保険 無制限
 - ウ 対物保険 無制限（免責額なし）
 - エ 搭乗者保険または人身傷害保険（1名につき死亡時3,000万円以上）
 - オ 車両保険（自損事故、車両盗難等含む） 時価（免責額なし）
- (3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。

7 メンテナンス・事故対応等

- (1) 車検及び定期点検等（オイル等の交換または補充を含む。）については、受注者の責任において確実に実施すること。
- (2) 車検及び定期点検の実施日程は発注者及び受注者双方の協議のうえ決定すること。
- (3) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、発注者の指示に従い、受注者の責任において行うこと。
- (4) 車検、定期点検、修理期間中には受注者の負担において借受車両と同等の代替車を用意すること。
- (5) タイヤ交換の際は、発注者の指示に従い受注者が行うこと。なお、交換後のタイヤについては受注者が保管すること。
- (6) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料（納車時を除く）及びパンク修理並びに経年劣化または使用劣化し交換するタイヤ（スタッドレスタイヤの指定シーズン経過による新品交換は除く）の費用は発注者の負担とする。

8 リース料に含む項目

- (1) 登録納車諸費用 一式
- (2) 自動車取得税など自動車関係諸税 一式
- (3) 自動車賠償責任保険料及び任意保険料 一式
- (4) 車検・定期点検（6ヶ月）費用 一式
- (5) 事故処理費用 一式
- (6) 事故処理に伴う車両修繕費用 一式
- (7) オイル・油脂類・バッテリー交換及び補充費用 一式
- (8) 付属品・装備品準備費用（配線工事も含む） 一式

9 走行距離

年間走行距離10,000～13,000km程度

ただし、これを超過した場合でもリース料の精算は一切行わない。

10 納入期日、納入場所及び保管場所

(1) 納入期日

令和7年7月1日(火) ※時間は午前8時45分から午後5時15分までの間とする。

(2) 納入場所及び保管場所

札幌市西区役所車庫（札幌市西区琴似2条7丁目）

11 借受想定車両

トヨタ ノア （6AA-ZWR95W）

ニッサン セレナ （6AA-SNC28）

三菱 ミツビシ デリカ （3DA-CV1W）

※ あくまで規格を示す物品の例示であり、当該物品を指定するものではない。

12 その他

(1) 納入時には納品書を提出すること。

(2) 期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料の変更は行わない。

(3) 契約金額（月額）の日割計算は行わないこととする。

(4) 納車遅延時は受注者の負担において借受車両と同等の代替車を用意すること。

また、当該代替車は、前項4のうち、(4)以外を満たし、バックカメラ機能の装備を必須とする。

なお、代替車を用意できない場合は、契約書に基づき、違約金を支払うこと。

(5) 納入日程については、事前に発注者と協議し、十分な打ち合わせを行うこと。

(6) リース期間満了後におけるリース物品の買取りまたは再リースについて当事者は協議をすることができる。

(7) 仕様書に記載がない事項については、協議のうえ、決定する。

13 契約担当課

札幌市西区市民部総務企画課 担当：土佐岡

Tel 011-641-6921 Fax 011-612-5264